

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人に対する寄附に係る寄附金控除等の創設 (国税6)(所得税:他)(法人税:義)(相続税:他) (地方税6)(法人住民税:義)(事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人に対する寄附について、以下の措置を創設する。 ・社会医療法人に寄附をした場合の寄附金について所得控除あるいは税額控除を行う。 ・社会医療法人に寄附をした法人について、当該寄附金を一般の損金算入限度額とは別に損金算入する。 ・社会医療法人に相続財産を寄附した場合に相続税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局指導課
4	評価実施時期	平成24年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 救急医療等確保事業などを実施する公益性の高い法人である社会医療法人に寄附税制措置を講じることにより、地域住民に必要な医療提供体制の確保を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 社会医療法人は、平成18年医療法改正において、公立病院改革が進む中で、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う公益性の高い医療法人として制度化された。 (寄附税制関連法律) 所得税(所得税法第78条) 法人税(法人税法第37条) 相続税(租税特別措置法第70条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 当該措置の結果、社会医療法人に対する寄附金額が増加することにより、社会医療法人の経営基盤が安定し、地域住民に必要な地域医療を継続して提供し続けることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人における年間寄附金収入額。 ----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 社会医療法人が地域医療を継続して提供し続けることにより、地域住民に

			真に必要な医療提供体制が確保できる。
8	有効性等	① 適用数等	「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」による寄附受領実績(59法人で年間44,372千円(1法人あたり約75万円))を上回る寄附金収入が見込める。
		② 減収額	45百万円(算定根拠別紙)
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本措置により社会医療法人への寄附が促進され、法人の経営の安定化に資する。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 平成25年度の社会医療法人推計数204法人に対して、1法人あたり約75万円、合計年間1億5,000万円を上回る寄附金が見込める。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 不採算医療を担う社会医療法人は経営基盤が不安定であり、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。	
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 社会医療法人は法人の財産が個人に帰することがなく、適正な事業運営が確保されている公益性の高い医療法人であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 控除等を伴う寄附(税収減)により、社会医療法人の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	地域住民に必要な不可欠な医療を担う法人である社会医療法人の財政基盤の一部を地域住民が寄附という形で支えることは妥当であり、寄附金控除措置を講じることが政策として適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対し助成を行っているが、社会医療法人の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
-----------------------	--

## 減収見込み算定資料

### 【前提条件】

- 寄附金にかかる試算は、「医療法人の現状と課題に関するアンケート調査」(平成23年4月四病院団体協議会)において、社会医療法人からの回答データ(59法人、直近年度)より算出

法人からの寄附金 20,588,425 円 (14 件) 1 法人あたり 348,956 円  
個人からの寄附金 23,784,000 円 (461 件)

- 個人からの寄付財産額のうち、90.3%が相続財産以外で個人が得た所得を原資とするものとみなす 21,476,952 円 (416 件) 1 件あたり 51,627 円  
○個人からの寄付財産額のうち、9.7%が相続財産で個人が得た所得を原資とするものとみなす 2,307,048 円 (45 件) 1 法人あたり 39,103 円 (平成24年度予算における歳入総額に占める所得税(14.9%)と相続税(1.6%)の比率により算出)

- 寄附をする者の所得税率：33% (課税所得 900 万円超～1,800 万円以下と仮定)  
○寄附をする者の相続税率：10% (相続財産額：1,000 万円以下と仮定)

### ○社会医療法人数

平成22年3月末 85  
平成23年3月末 120  
平成24年3月末 162  
平成25年3月末 204 (見込み※)

※平成23年3月末→平成24年3月末と同数増加すると仮定

### 【減収見込額】

- (1) 社会医療法人に寄附をした法人における寄附金の全額損金算入

$348,956 \text{ 円} \times 0.255 \text{ (法人税率)} \times 204 = 18,152,691 \text{ 円}$

- (2) 社会医療法人に寄附をした者の所得からの寄附金の控除

$(51,627 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.33 \text{ (所得税率)} \times 208 \div 59 \times 204 = 11,778,052 \text{ 円}$

社会医療法人に寄附をした者の税額からの寄附金控除

$(51,627 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 0.4 \text{ (控除率)} \times 208 \div 59 \times 204 = 14,276,426 \text{ 円}$

※ 半数が税額控除を選択すると仮定

- (3) 社会医療法人に相続財産を寄附した場合の相続税の非課税

$39,103 \text{ 円} \times 0.1 \text{ (相続税率)} \times 204 = 797,701 \text{ 円}$

減収見込額合計 45,004,870 円